

平成3年3月15日

藤沢市教育委員会
教育長 神 部 昭 三 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

湘南台公民館使用許可業務に係るコンピュータ利用について（答申）

平成3年2月22日付藤教湘台公第52号をもって諮問された、湘南台公民館使用許可業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、湘南台公民館使用許可業務に係るコンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 当公民館は、湘南台文化センター内に市民センターと共に併設された複合施設であり、施設の維持管理については文化センターの管轄になっているため、警備・清掃その他施設管理上、使用状況及び予約状況の的確な把握や情報伝達が必要となっているが、これらをすべて手作業で行うには限界がある。
- ・ 市民からの施設使用申請や問い合わせに対しても、現行の方法では許可手続きや対応に時間を要しており、業務の円滑な執行に支障を来す状況となっている。
- ・ このため、これらの事務をコンピュータ化し、施設の適正な維持管理を図るとともに、正確で迅速な対応を可能にし、市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、湘南台公民館使用許可業務に係るコンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性
 - ① 公共施設の維持管理を適正に行うためには、常にその使用状況や予約状況を正確に把握する必要があるが、本施設の性格上、これらを手作業で行うことは非効率的である。
 - ② 市民からの施設使用申請や問い合わせに対し、円滑な事務処理や正確な情報提供を行うためにも、その使用状況や予約状況を迅速かつ正確に把握する必要があり、コンピュータを利用する必要性は認められる。
- ・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、利用団体の代表者氏名・住所・電話番号・社会活動・趣味であり、本業務に関する必要最小限の情報であると認められる。
- ・ 他のファイルとの結合

本業務に係るシステムについては、湘南台文化センター内に設置されたホストコンピュータから専用回線で端末機に接続されるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。
- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、個人情報の適正な取扱いと安全確保のために必要な事項を定めた「湘南台公民館使用許可業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき運用されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上